

BTMU

CHINA WEEKLY

トピックス：「企業所得税法実施条例」公布～税制優遇措置の行方～

2008 年 1 月 1 日から実施される新「企業所得税法」の運用を規定する「企業所得税法実施条例」が 12 月 11 日、国務院より発表された。本年 3 月 16 日に公布された新「企業所得税法」は外資企業と内資企業との税制を 1 本化し、これに伴い現行の外資企業に対する優遇措置が大幅に削減されることから、今後の税制優遇の適用に関する具体的な規定を含む同実施条例の発表が待たれていた。

「企業所得税法実施条例」は 8 章 133 条から成るもので、外資企業の関心が高い税制優遇項目について下表に纏めてみた。このうちハイテク企業に対する優遇は特に日系企業に適用される可能性が高いものとして注目されていたが、「実施条例」では数値基準等の具体的な条件は明記されておらず、詳細については今後国務院が認可する関連規定の制定を待たなければならない。ただ、「実施条例」によると、ハイテク企業は「核となる知的所有権を保有する」とされており、認定のハードルは高いことが予想される。

また、優遇税制の 5 年間の経過期間における具体的な税制適用についても「実施条例」では明確にされておらず、その他の減免税優遇項目に関しても詳細は別途規定となっているものが多いことから、新税法実施直前の本年末にかけて更に関連規定が公布される可能性が高く、引き続き当局の発表から目が離せない。

＜税制優遇の主な内容＞

項 目	主 な 内 容
優遇の適用企業	○企業所得税法公布(2007 年 3 月 16 日)前に工商登記を完了した企業 (第 131 条)
配当時の源泉税課税の有無	○税率 10% (第 91 条) (注:企業所得税法第 4 条では税率を 20%としているが、実施条例では同税率を 10%に優遇すると規定。)
ハイテク企業	○ハイテク企業の定義 (第 93 条) ・核となる自主的な知的所有権を有すること ・製品(サービス)は「国家が重点支援するハイテク領域」に規定する範囲内であること ・売上収入に占める研究開発費用の割合、企業の総収入に占めるハイテク製品(サービス)収入の割合、企業職員総数に占める科学技術者の割合が、規定の比率以上であること ・ハイテク企業(「高技術企業」)認定管理弁法が規定するその他の条件を満たすこと ・「国家が重点支援するハイテク領域」及びハイテク企業認定管理弁法は、別途公布
その他減免税優遇項目	○農業、林業、牧畜業、漁業:免除或は 50%減税 (第 86 条) ○公共インフラプロジェクト (第 87 条) ・「公共インフラプロジェクトの企業所得税優遇目録」に規定する港湾埠頭、空港、鉄道、道路、都市交通、電力、水利等のプロジェクト ・初回の生産経営収入に帰属する年度から、1～3 年目免除、4～6 年目半減 ・同優遇目録は別途公布 (第 101 条に明記) ○環境保護、省エネルギー・節水 (第 88 条) ・公共污水处理、公共ごみ処理、メタンガス総合開発利用、省エネルギー・汚染物質排出削減の技術改造、海水淡水化等。具体的な条件、範囲は別途公布 ・初回の生産経営収入に帰属する年度から、1～3 年目免除、4～6 年目半減

○技術譲渡収入（第 90 条） 納税年度内に居住者企業の技術譲渡による所得が 500 万円を超えない部分は免税、500 万円を超える部分は半減 ○小型の利益の少ない企業（第 92 条） ・工業企業の場合、年間課税所得額 30 万円、従業員数 100 人、総資産 3,000 万円を超えない企業 ・その他企業の場合、年間課税所得額 30 万円、従業員数 80 人、総資産 1,000 万円を超えない企業 ○新技術、新製品、新技法の研究開発費用（第 95 条） 無形資産を形成せず、当期損益に計上される場合、規定に基づき実額を控除の上、50%を割増控除する。無形資産を形成する場合、無形資産原価の 150%を以って償却する ○身体障害者職員への支払い給与は 100%割増控除可（第 96 条） ○ベンチャーキャピタル（第 97 条） ベンチャーキャピタルが中小のハイテク企業に投資して 2 年以上の場合、投資額の 70%を控除可。当年度に控除しきれない場合は繰越控除可 ○減価償却年数の短縮と加速減価償却法の採用（第 98 条） ○資源の総合利用に関する所得の減額計算（第 99 条） ・「資源総合利用企業所得税優遇目録」に規定する資源を主要原材料とし、且つ国及び業界の関連基準に達する製品を生産することにより得た収入は、その 90%を収入総額として減額計算可 ・同優遇目録は別途作成（第 101 条に明記） ○環境保護、省エネルギー・節水、安全生産のために購入した専用設備の投資額の税額控除（第 100 条） ・「環境保護専用設備企業所得税優遇目録」、「省エネルギー・節水専用設備企業所得税優遇目録」、「安全生産専用設備企業所得税優遇目録」に規定する専用設備 ・専用設備の投資額の 10%を税額控除可。当年度に控除できない場合は、その後 5 年まで繰越控除可 ・同優遇目録は別途公布（第 101 条に明記）
--

（「企業所得税法実施条例」第四章/税収優遇の仮訳は以下 URL をご参照ください。

→<http://www.bk.mufg.jp/report/chi200404/407121202.pdf>

＜現行の外資企業に対する企業所得税の優遇＞

企業所得税優遇税率 早見表	一般地区	国 家 級					沿海経済開放区、 経済特区、経済技術 開発区の所在都市の 旧市街地
		経済特区	経済技術 開発区	ハイテク 産業区	保税区	上海 浦東新区	
生産性企業	30%	15%	15%	15%	15%	15%	24%
非生産性企業	30%	15%	30%	30%	30% *	30%	30%
生産性企業	経営期間10年以上の場合、利益発生後1～2年目免税、3～5年目半減（2免3減）。						
輸出型企業	規定に基づいた税の減免期間満了後、輸出比率が70%以上の場合、当該年度の所得税は半減。						
先進技術型企業	規定に基づいた税の減免期間満了後、更に「先進技術企業」である場合、半減期間を3年間延長（半減した税率が10%より低い場合は10%を適用）。						
ハイテク型企業	国家高新技术産業開発区に設定された「ハイテク企業」に認定された場合、15%。 経営期間が10年以上の中外合弁企業は利益が発生した年度から2年間免除。						
非生産性企業	経済特区内のみ：外国側投資額500万米ドル超のサービス性の企業で経営期間が10年以上の場合、利益が発生した年度から1年目免税、2～3年目半減。						

*：上海外高橋保税区等は 15%を適用。

（中国業務支援室 情報開発チーム 宮蓓）

※本件資料内容はご参考資料としてご利用下さい。尚、内容に関する法的な根拠及び詳細に関しては、顧問会計士、弁護士等にご相談下さい。

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆2008年のGDP成長率目標 9%－10%に:

国家発展改革委員会は6日に開催された会議で、2008年のGDP成長率目標を9%－10%に確定した模様だ。先に開かれた「中央経済工作会议」での政策方針決定を受けたもので、「安定的且つ比較的速い発展の勢いの保持」を目標としている。なお、CPI上昇率の目標は4%－4.5%と予想されている。

【産業】

◆鉄鋼製品の輸出関税 来年再引上げか:

国家財政部関税局の局長は1日、上海市で開催された鉄鋼フォーラムの席で、2008年1月1日実施の輸出関税税率調整の中で、鉄鋼製品が対象に含まれることを明らかにした。今年6月に一部鉄鋼製品の輸出関税が引上げられたが、現状、同製品の平均輸出関税率は7.1%であり、工業品の平均関税率の9%を下回っている。具体的な調整幅について言及していないが、来年の輸出関税の調整は、「二高一資」(エネルギー多消費、環境汚染、資源多消費)製品を対象として輸出抑制を図る方針という。

【貿易・投資】

◆耕地占用税 外資も課税対象へ: 国務院は1日、新「耕地占用税暫定条例」を公布した。2008年1月1日より実施。耕地占用税とは、中国国内で農業用地に家屋や非農業用の建物を建てる企業、個人を対象に占有面積を課税基準として課税されるもので、1987年に土地管理の強化、土地資源の有効利用、農業用地の保護を目的に導入された。今回は同条例の改訂版で、以前は課税対象外であった外資企業を新たに対象として加えた他、税額基準を現行の約4倍に引上げる等の修正が加えられた。

【金融・為替】

◆預金準備率 1%引上げ 14.5%へ: 人民銀行(中央銀行)は8日、人民元預金準備率を1%引上げ、14.5%とすることを発表した。実施は12月25日。今年10回目の引上げとなる今回は、引上げ幅がこれまでの0.5%から1%に拡大、先週開催された中央経済工作会议における金融政策「引き締め」の決定を受け、流動性管理と貸出抑制を一層強化する姿勢の表れと見られる。

◆7,500億元の特別国債発行: 財政部は4日、12月11日に7,500億元の特別国債を発行する通知を発表した。今年8月末の6,000億元の特別国債発行時と同様に、財政部が農業銀行向けに発行した国債を人民銀行が引き受ける形をとり、市場への影響はないとしている。今回の特別国債は15年物で4.45%の固定金利。これにより、財政部が今年6月末に1.55兆元の特別国債発行枠を決定してから現在までに発行された特別国債の総額は1兆5,239.1億元に上り、残る枠は260.9億元となった。

人民元の動き

日付	Open	Range	Close	前日比	JPY	前日比	HKD	前日比	EUR	前日比	金利	上海A株	前日比
					Close		Close		Close		(1wk)	指数	
2007.12.03	7.4070	7.4000~7.4131	7.4025	0.0025	6.6893	-0.0233	0.9506	0.0010	1.08548	-0.0421	4.2200	5108.05	-4.0800
2007.12.04	7.4035	7.3957~7.4062	7.3985	-0.0040	6.7270	0.0377	0.9495	-0.0011	1.08395	-0.0153	4.8000	5158.36	50.3100
2007.12.05	7.3966	7.3865~7.3966	7.3880	-0.0105	6.6815	-0.0455	0.9477	-0.0018	1.08762	0.0367	4.1200	5291.46	133.1000
2007.12.06	7.4065	7.4060~7.4160	7.4095	0.0215	6.6998	0.0183	0.9504	0.0027	1.08023	-0.0739	3.9200	5283.54	-7.9200
2007.12.07	7.4040	7.3990~7.4090	7.4030	-0.0065	6.6513	-0.0485	0.9495	-0.0009	1.08219	0.0196	2.4500	5342.92	59.3800

RMB レビュー&アウトルック

前週、為替制度変更後の最高値を更新するも週末にかけ7.4000まで反落した人民元は、週末の海外市場において米ドルが対主要通貨で上昇したことを受け、前週末比約50ポイントの反落となる7.4070でオープンした。その後は根強い人民元需要にじり高推移となり、5日には週間高値となる7.3865まで上昇、しかし同水準では高値警戒感も熾り、また米ドルが対主要通貨で反発地合いとなったこともあり、翌6日の中銀発表基準値は前日比約220ポイント安となる7.4205に設定され、日中取引価格も週間安値となる7.4160まで反落となった。その後、週末にかけ小幅反発したものの結局7.4000手前の水準で越週となった。今週実施された中央経済工作会议および同会議後の中銀発表において金融引締め策の強化が発表された。当局では引き続き景気過熱とインフレ圧力に対する懸念が強く、近日中の追加引締め策の発動には注意が必要だろう。来週は12、13日に米中戦略経済対話が予定されているが、より一層の人民元相場改革が米国から求められることも予想され、市場での思惑もあり、来週は若干強含む展開を予想する。

(本稿執筆後の8日に、中央銀行は預金準備率を1%引き上げ14.5%とすると発表した。施行は12月25日から。)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さい。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作権物であり、著作権法により保護されています。